

○倉吉市まちなみ修景施設整備事業費補助金交付要綱

平成18年12月27日告示第201号

改正

平成22年5月24日告示第90号

令和6年6月27日告示第101号

令和7年2月28日告示第32号

倉吉市まちなみ修景施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市まちなみ修景施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、まちなみの景観の整備及び保全事業を支援することにより、地域の特性を活かしたまちなみの景観を向上させることを目的として交付する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 修景施設 倉吉打吹地区（倉吉打吹地区まちづくり要綱（令和7年倉吉市告示第31号。以下「まちづくり要綱」という。）第2条第1号に規定する地区をいう。）にある住宅、店舗その他まちなみを構成する建築物及びその敷地並びに工作物をいう。
- (2) 修景施設整備 補助事業（別表の事業区分欄に掲げる事業をいう。以下同じ。）に係る工事及び補助事業に係る工事以外の修景施設の修繕、改修等に係る工事をいう。

(補助金の交付等)

第4条 補助金は、整備方針（まちづくり要綱第4条第1項に規定する整備方針をいう。）に基づいて修景施設を整備する倉吉打吹地区内に土地を所有する者及び建物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者に対し、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金の交付を受けた補助事業は、交付の対象としない。

- 2 補助金の額は、別表に規定する事業区分ごとに同表に規定する限度額を上限として、補助対象経費の額に9分の7を乗じて得た額を合計した額以下とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の制限)

第5条 補助金の交付は、前条第2項の規定により算定した補助金の額が10万円以上の補助事業に対して行うものとする。

- 2 補助金の交付は、同一の敷地内にある修景施設に対して一回に限り行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条に規定する補助金の交付申請を、修景施設整備を開始する日の30日前までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第3号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 修景施設整備に係る見積書の写し
 - (2) 修景施設整備の計画内容が記載された内訳明細書で、補助対象事業に係る部分とその他の部分を区分したもの
 - (3) 修景施設整備を実施する場所の付近見取図
 - (4) 修景施設整備に係る配置図、平面図、立面図、矩計図、仕上表、建具表、製作図その他必要な図面で、補助対象事業に係る部分とその他の部分を区分したもの
 - (5) 修景施設整備に着手する前の修景施設の状況を記録した写真
- (交付決定の通知)

第7条 補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(補助事業者の責務)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業を行うに当たっては、市内の技術及び技能を活用するよう努めなければならない。

(変更の申請等)

第9条 規則第12条第1項の市長が別に指定する変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の増額を伴う変更
- (2) 補助事業の内容の変更

2 第6条及び第7条の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告)

第10条 規則第17条第1項に規定する報告は、修景施設整備が完了した日から起算して1月を経過する日又は交付決定を受けた日が属する年度の3月31日のいずれか早く到来する日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 規則第17条第2項に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、修景施設整備の内容が交付申請したときのものと同じ場合は、第2号から第4号までに規定する書類を省略することができる。

- (1) 修景施設整備に係る契約書の写し
 - (2) 修景施設整備の実施内容が記載された内訳明細書で、補助対象事業に係る部分とその他の部分を区分したもの
 - (3) 修景施設整備を実施した場所の付近見取図
 - (4) 修景施設整備に係る配置図、平面図、立面図、矩計図、仕上表、建具表、製作図その他必要な図面で、補助対象事業に係る部分とその他の部分を区分したもの
 - (5) 修景施設整備が完了した後の修景施設の状況を記録した写真
- (提出書類の部数)

第11条 規則及びこの要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、2部とする。

(財産の管理)

第12条 規則第25条第2項ただし書の市長が別に定める期間は、10年とする。

(その他)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月27日から施行する。

附 則（平成22年 5 月24日告示第90号）

この告示は、平成22年 5 月24日から施行し、改正後の倉吉市まちなみ修景施設整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成22年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 6 月27日告示第101号）

この告示は、令和 6 年 6 月27日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月28日告示第32号）

この告示は、令和 7 年 2 月28日から施行する。

別表（第 3 条、第 4 条関係）

事業区分	補助対象経費	限度額
修景施設整備事業	次に掲げる費用を合計した額 ア 外観整備費 建築物の新築、増築、改築若しくは大規模な修繕若しくは大規模な模様替に係る工事（以下「建築工事」という。）に係る費用のうち外観の整備に係るもの又は敷地の整備若しくは改修に係る費用 イ 建築設備等整備費 屋外に露出している給排水設備、空調設備、電気設備、看板その他工作物の除去、隠ぺい又は改善に係る費用 ウ 外構整備費 門、塀、さく、生垣、街灯その他工作物の整備に要する工事費のうち道路又は公的空間に面する部分の整備に係る費用 エ 色彩修景整備費 周辺地域と著しく不調和な修景施設の外観の色彩修景整備に係る費用	150万円
建築工事設計事業	建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）。ただし、国土交通省住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目第2に規定する額を限度とする。	30万円

様式第1号（第6条、第10条関係）

倉吉市まちなみ修景施設整備事業計画（報告）書

1 補助事業の名称

2 補助（申請）金額の内訳

適用	補助事業区分	総事業費	補助対象経費	限度額	補助率	補助金額
	修景施設整備費					
	ア 外観整備費	円	円	1,500,000 円	7/9	円
	イ 建築設備等整備費					
	ウ 外構整備費					
	エ 色彩修景整備費					
	建築工事設計費			300,000 円	7/9	
合 計						

3 補助事業収支予算（決算）書

《収入の部》

科 目	金 額	備 考
市補助金 自己資金 借入金 その他（ ）	円	
合 計		

《支出の部》

科 目	金 額	備 考
	円	
合 計		

4 補助事業の概要

事業実施場所	倉吉市	
修景施設用途	住宅・店舗併用住宅・店舗・倉庫・車庫・駐車場・その他 ()	
事業内容 該当する項目に○ 印を記入すること。	☐ 外観整備 工事種別 新築・増築・改築・修繕・模様替 部 位 屋根・軒裏・外壁・開口部・その他 () ☐ 建築設備等整備 給排水設備・空調設備・電気設備・看板・その他 () ☐ 外溝整備 門・塀・さく・生垣・街灯・その他 () ☐ 色彩修景整備 屋根・樋・軒裏・外壁・開口部・基礎・その他 ()	
工事（予定）期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
設計・監理者	住 所	
	社名等	
	電話番号	() —
工事施工（予定）者	実施方法	請 負・直 営
	住 所	
	社名等	
	電話番号	() —
工事概要		

番 号
年 月 日

様

倉吉市長

年度倉吉市まちなみ修景施設整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった倉吉市まちなみ修景施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、倉吉市まちなみ修景施設整備事業費補助金交付要綱（平成18年倉吉市告示第 号。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額又は前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は変更後の額とする。）のいずれか低い額より行う。

4 補助規程の遵守

補助金の収受及び使用、補助事業等の遂行にあたっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。